

目次

第1章 運営基本計画の策定に当たって・・・・・・・・・・3

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 美浜町の概要・・・・・・・・・・6

- 1 地勢と人口
- 2 今後の環境変化
- 3 まちづくりの課題

第3章 図書館の現状と課題・・・・・・・・・・8

- 1 図書館の現状
- 2 図書館を取り巻く町民等の意識

第4章 基本理念と目指す図書館像・・・・・・・・・・26

- 1 基本理念
- 2 目指す図書館像

第5章 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- 1 目指す図書館像に対応する具体的政策
 - (1) 図書館像実現のための基盤
 - (2) 一人ひとりを大切にする図書館
 - (3) 人と本、人と人との出会いを大切にし、つながりを育む図書館
 - (4) 町民の要求に応える図書館
 - (5) 誰からも親しまれる図書館
 - (6) まちづくりの拠点となる図書館
 - (7) 変化を受け入れる図書館

第6章 評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 1 評価方法

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- 1 美浜町立図書館資料収集方針
- 2 美浜町立図書館資料選定基準
- 3 美浜町立図書館資料除籍基準

第1章 運営基本計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

美浜町立図書館は、平成10(1998年)年10月、旧美浜町中央公民館内図書室が保健センター跡地に移転し、美浜町誌編纂室と施設を共同利用する形で開館しました。その後、平成24年(2012年)11月、「美浜町生涯学習センターなびあす」の開館に併せて、複合館という形で新たに移転・開館しました。

平成28(2016)年3月に策定された第5次美浜町総合振興計画では、基本目標1「未来をひらき人と文化を育むまち」の推進項目「社会教育の充実」の主要施策の一つとして「図書館活動の充実」を掲げ、また、令和3(2021)年3月に策定された「美浜町教育大綱及び美浜町教育振興基本計画」においても、同様に重点施策として位置付けられています。

更に、令和3(2021)年9月に改訂された「美浜町生涯学習推進プラン」においても、町民の暮らしに役立ち、未来を照らす図書館像を基本理念に置き、「図書館運営方針に基づく図書館情報提供サービスの推進」を重点ポイントとして、図書館資料情報データベースの有効活用、子ども読書活動推進計画の見直し、学校図書館とのネットワーク化等の推進が具体的施策として掲げられています。

これらの要請を受け、将来展望を見据えながら5年間の中期展望に基づく図書館運営基本計画を策定することとしました。本計画は、「子ども読書活動推進計画」と「読書バリアフリー推進計画」を包括して策定することとし、施設の整備や利活用、サービス提供等の各施策を有機的に関連付けながら読書活動全般を含む図書館の運営方針を明らかにすることにより、計画的かつ戦略的に図書館サービスの拡充を図ることを目指します。

2 計画の位置付け

美浜町立図書館運営基本計画は、町の各部門の基本計画等との整合性を持ちながら、美浜町立図書館の運営、ひいては美浜町全域の読書活動推進に関し、総合的、計画的な展開を図るための指針として「第5次美浜町総合振興計画」の中で位置付けられており、「美浜町教育大綱」及び「美浜町生涯学習推進プラン」の要請を基調として、各施策の方針を定めます。

(参考)

◆ 第5次総合振興計画（平成28～令和7年度）

【基本理念】「みんなで創り絆ぎ集う美し美浜」

- ・「創（つくる）」 活力ある人を育て、人材をつくり、地域をつくり、活気あふれるまちづくりを目指します。
- ・「絆（つなぐ）」 「ひと」がつながり、地域がつながることによって絆が深まり、地域の伝統・文化・自然を次の世代へとつなげるまちづくりを目指します。
- ・「集（つどう）」 様々な交流・体験を通して、人々が出会い、交流が生まれ、輪を広げ、「ひと」が集えるにぎわいのあるまちづくりを目指します。

【基本目標1】未来をひらき人と文化を育む まち

≪主要施策≫ 3 社会教育の充実

～地域コミュニティ及び町民の自主活動の推進～

(2) 図書館活動の充実

- ① 図書館運営の方針に基づき蔵書・資料の充実を図り、地区公民館への移動図書館の運行やミニ図書館の設置等の連携に努めます。
- ② 図書館でのイベント開催や各学校図書館と連携することにより、子どもの読書活動の推進に努めるとともに、「町民のくらしの中の役立つ図書館」を目指します。
- ③ 図書検索・貸出サービス、電子図書やオンラインデータベースの導入など利用者の利便性の向上に努めます。

≪美浜町教育振興計画（令和3～7年度）にも同様に明記≫

3 計画の期間

この計画は、長期展望に立って策定します。

また、実施に当たっては当面5年間で推進期間として位置付け、その後の諸情勢の変化に応じて随時計画の見直しを行うこととします。

第2章 美浜町の概要

1 地勢と人口

本町は、福井県の南西部に位置し、東西約19km、南北約27km、総面積152.35km²の広がりをもつ町で、東は敦賀市、西は若狭町、南は滋賀県高島市、北は若狭湾に面しています。

南に標高900m前後の山地を控え、町域の約8割を占める豊かな森林から流れる耳川の流域にのどかな田園風景が広がり、北は若狭湾国定公園である若狭湾に接し、東の敦賀半島には日本水浴場八十八選にも選ばれた「水晶浜」、西は「名勝三方五湖」で知られる久々子湖と日向湖があり、海・山・川・湖の変化に富んだ自然景観に恵まれています。

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成7(1995)年から25年間で約3,000人減少し、令和3(2021)年10月1日現在で9,141人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が大きく減少する中、老年人口は増加傾向にあり、高齢化率も令和3(2021)年3月には37.4%まで上昇しています。

2 今後の環境変化

本町を取り巻く環境について、時代の潮流の観点から次の変化が推測されます。

- (1) 少子高齢化・人口減少の進行
- (2) 情報通信技術の発達と超スマート社会の到来
- (3) 社会経済活動のグローバル化と転換点
- (4) 環境問題・エネルギー政策の重要性の高まり
- (5) 安全・安心への関心の高まりとコミュニティの再評価
- (6) 多様性を認め合い・人権を尊重する社会
- (7) 持続可能なまちづくりとSDGsへの対応

(参考：第5次総合振興計画 後期基本計画)

3 まちづくりの課題

- (1) 移住・定住促進と交流人口・関係人口の拡大
- (2) 魅力ある産業と働く場の創出
- (3) 豊かで美しい自然環境の保全と活用
- (4) 安全・安心な暮らしと地域共生社会

(5) まちづくりを牽引し、次代を担う人材の育成・確保

(6) 税収の確保と健全な財政運営

(第5次総合振興計画 後期基本計画より)

第3章 図書館の現状と課題

1 図書館の現状

開館時間等

開館時間 9:00～18:00

休館日 月曜日（祝日は開館、翌日休館）

年未年始

館内整理日（第4水曜日）

蔵書点検（年に1回）

職員体制（令和3(2021)年度）

図書館サービス部門 常駐スタッフ 2～4人

館長1人（兼務）

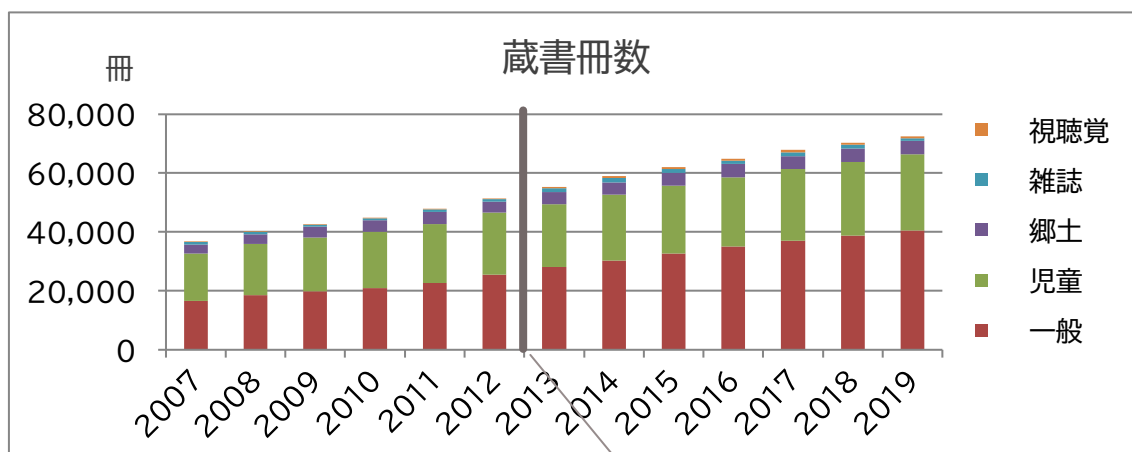
司書2人（正職員1・会計年度任用職員1）

専門事務1人（会計年度任用職員） 土日等補助2人（会計年度任用職員 週1日）

用務員1人（会計年度任用職員）

蔵書冊数

順調に右肩上がりが増加し、令和2(2020)年度末現在で75,635冊を所蔵しています。しかしながら、振興計画に掲げる数値目標100,000冊は達成していません。図書資料費として、毎年度400万円（平成27(2015)年のみ500万円）の予算が配当され、これまで年間約2,000～2,500冊の図書購入を行ってきました。



なびあす開館前後を比較するため、2012年と2013年の間に線を引いています

来館者数 1日平均来館者数 210.4人

なびあず開館以後、増加傾向にあります（ただし、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により減少）。

令和元（2019）年度は、来館者カウンタのカウンタ手法をより実態に近くなるよう改めたことにより、大きく変動しています。

休日に多く利用されています（土曜日と日曜日を比較すると土曜日の利用が多い）。

平日は午前中より夕方の利用者が多く、返却ポストに返本された図書量が休館日明けは半日分程度になることから、休館日にも一定の来館者がいることが推測されます。



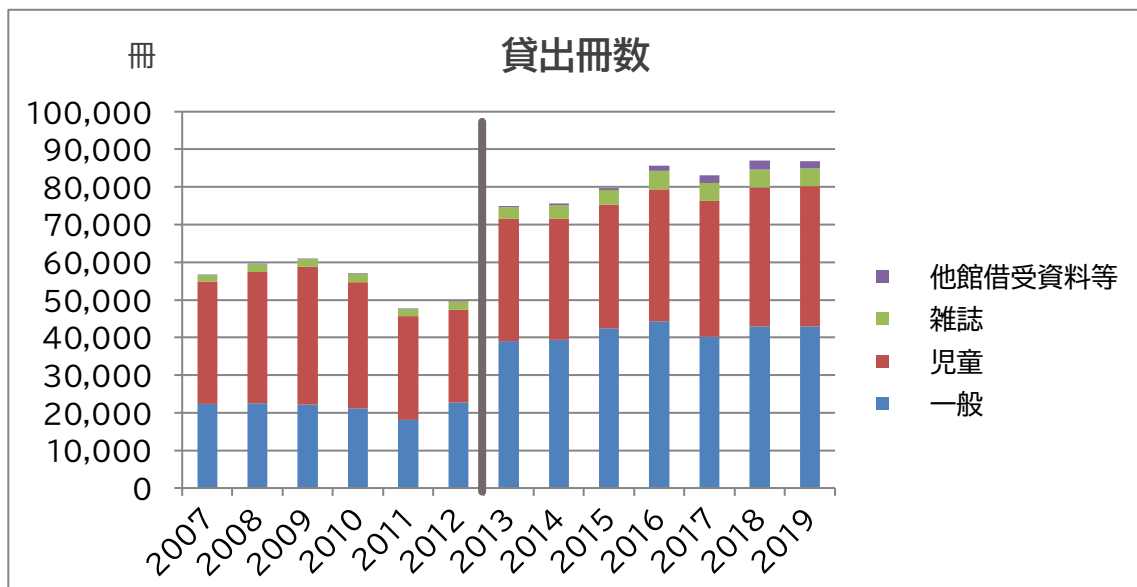
貸出冊数 1日平均貸出冊数 295.6冊

なびあず開館に伴う新館移転以後、顕著に増加しました。

旧館時代は児童書の割合が多く、新館移転後は一般書の貸出割合が増加しました。

また、相互貸借による他館から借り受けた資料の貸出については、平成28（2016）年度から増加上昇しました。

なお、相互貸借全体の12%は町外利用者からのリクエストに対応しています。



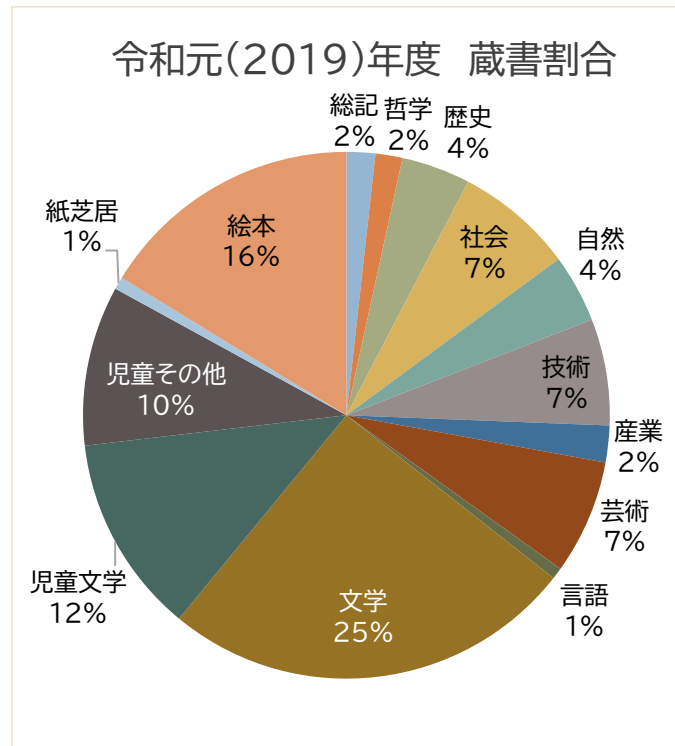
- ・年間購入雑誌 62 誌（令和2（2020）年度）
（除籍後はリサイクル市を実施。付録はイベント時にプレゼント）
- ・年間受入新聞 9 誌（令和2（2020）年度）
（福井・日刊県民福井・朝日・毎日・日経・中日・読売・朝日小学生・赤旗（寄贈））
- ・登録者数 4,975 人（令和2（2020）年度末）

蔵書割合

旧館時代は、児童書と一般書がほぼ同じ冊数でしたが、移転開館後、一般書の購入割合を増やし、利用割合に近い分布となってきました。

今後、地区公民館に図書館の分室を設置することも視野に入れながら選書購入を進め、開架している図書の中のどの本を分配するか検討が必要です。

公平性を保ちながら、各地区平等に利用してもらうためには、定期的に入替する作業が発生します。

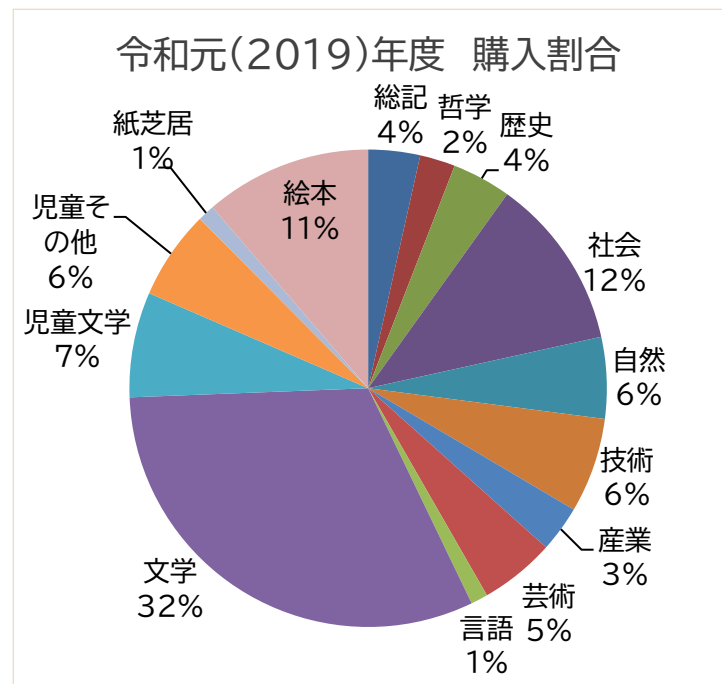


購入割合

現在、児童書は購入金額全体の 25%程度、一般書は購入金額の 75%程度を占めています。

社会分野が政治・経済・福祉・教育等と幅広い内容となるため、購入割合が増加しました。

また、利用状況に対応して文学分野の購入割合が高くなっています。



貸出割合

現状の蔵書割合とかなり近い分布となっています。

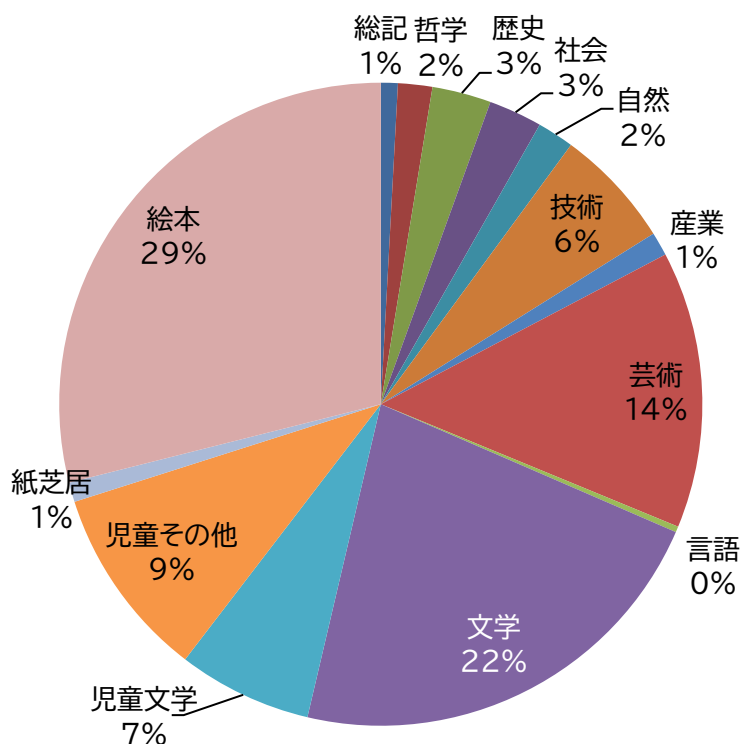
絵本の貸出率が高い結果となっています。

児童文学が蔵書の割合に比べると貸出されていないことから、小学校就学以降の利用について検討が必要です。

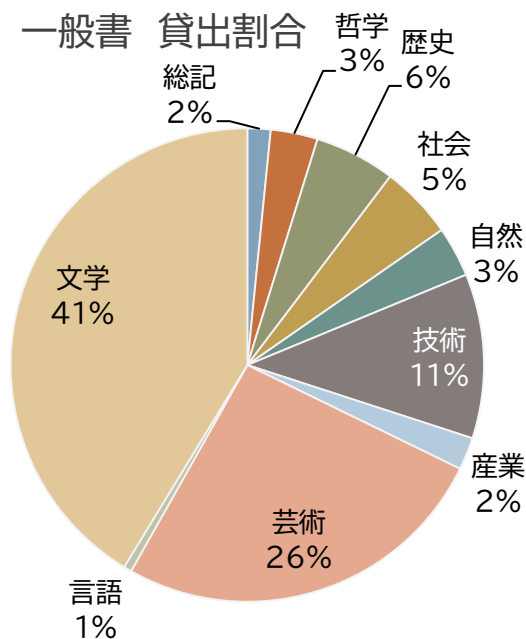
芸術分野の割合が多いのは、コミックの貸出冊数の影響です。

技術分野は、料理・家政系資料が多く貸出されています。

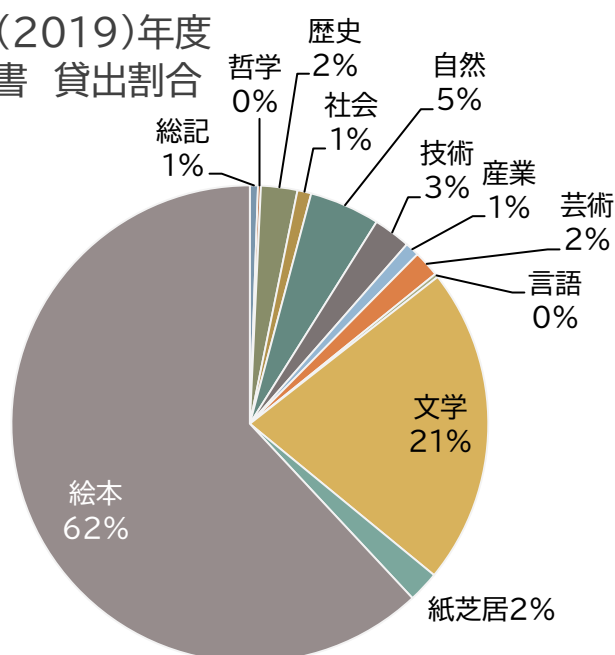
令和元(2019)年度 貸出割合



令和元(2019)年度 一般書 貸出割合

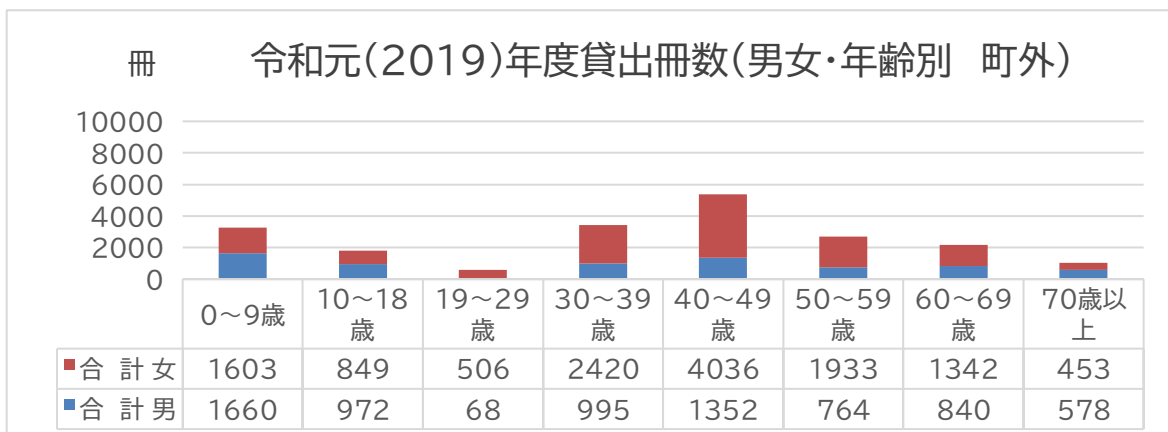
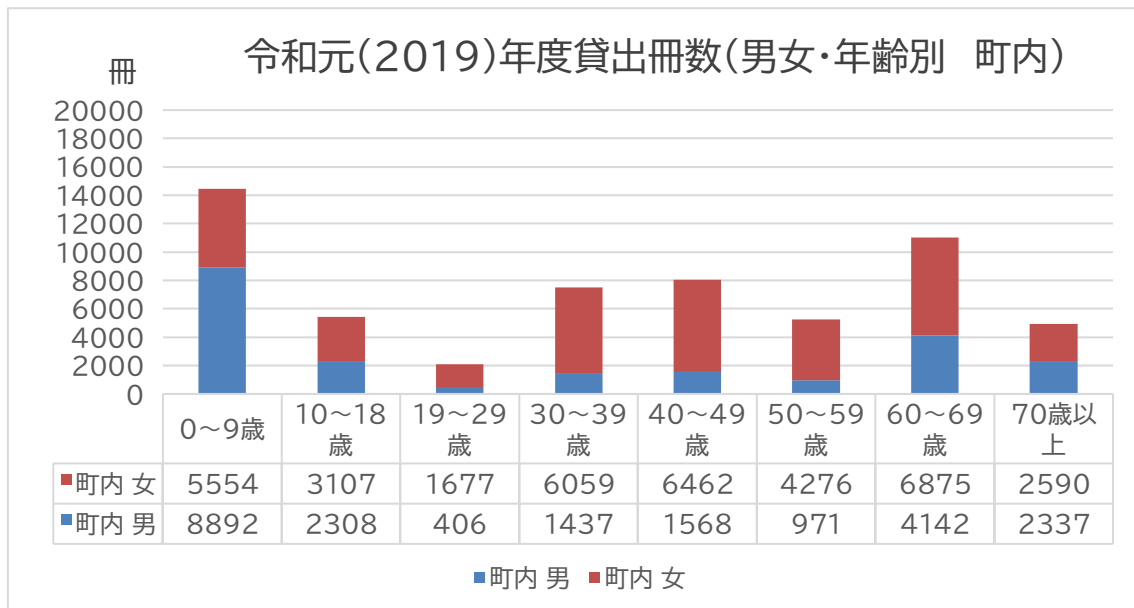
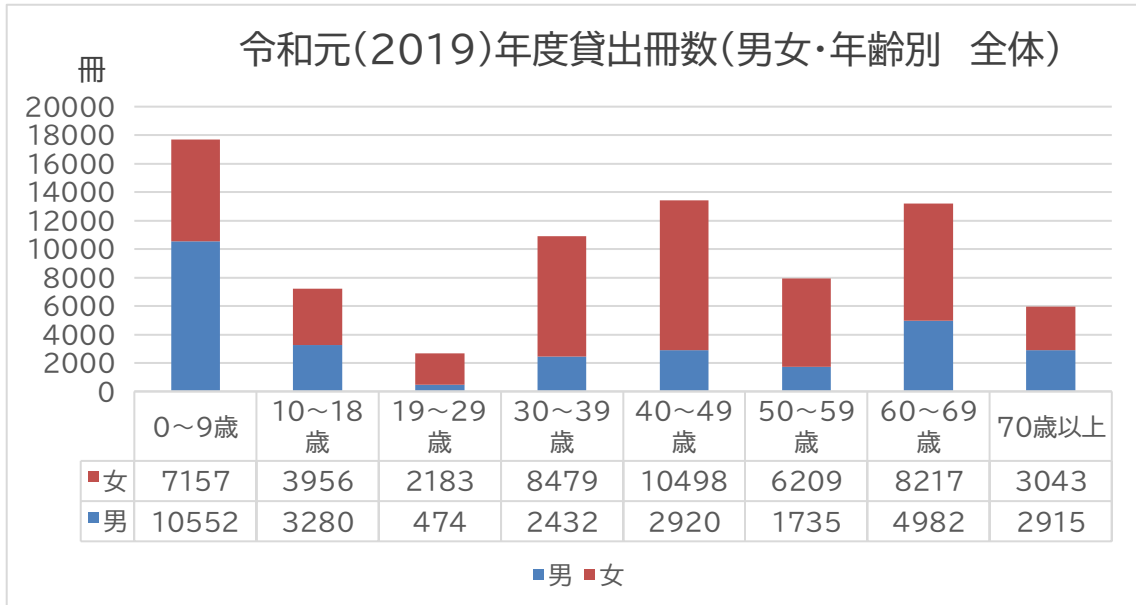


令和元(2019)年度 児童書 貸出割合



男女別比較

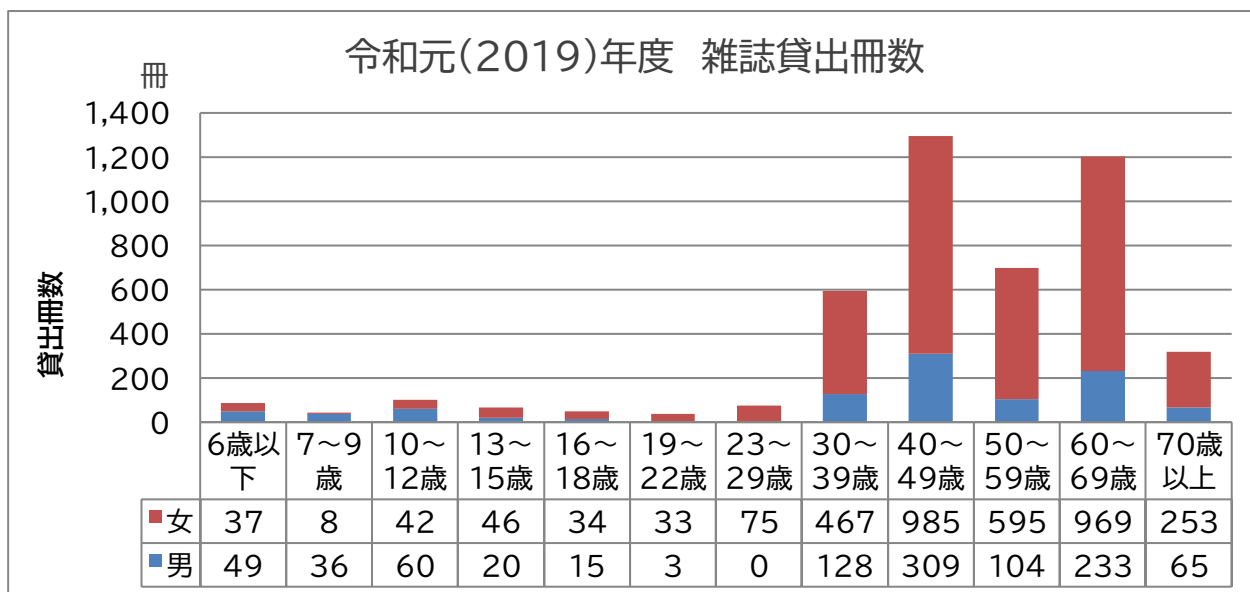
子どもを除くと、すべての年齢層で男性より女性が多く利用しています。この要因として蔵書の内容や傾向が女性に偏重したものになっていないかについての検討も必要です。



雑誌貸出冊数

40歳代女性と60歳代女性が特に多く利用しています。

利用率に応じて配架している雑誌のラインナップもその層に合わせたものとなっています。ただし、新館移転後は男性向けビジネス雑誌やスポーツ雑誌なども配架するようになり、その効果も出てきています。20歳代以下の若者の雑誌分野の興味対象について調査検討が必要です。

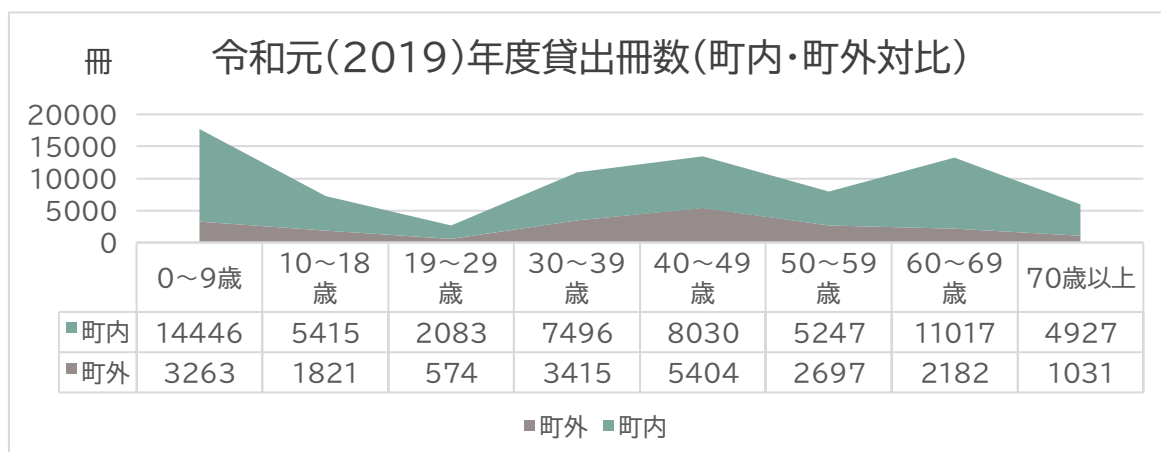


年齢・居住地比較

貸出冊数は0～9歳が最も多く、次いで40～49歳、60～69歳と続き、19～29歳が最も少なくなっています。30～40歳代の貸出冊数が多い理由に、子どもの絵本等を代わりに借りる分が含まれています。50～59歳の落ち込みの理由について検討が必要です。

60～69歳は定年後で時間に余裕ができたことが可能性の一つとして考えられます。

70歳以上の年齢層は今後更に人数が増加する世代であり、今後ボリュームゾーンとして焦点を当てるべきです。40歳代では町外からの利用者の割合が多いことが分かります。



年齢・地区別・実利用人数

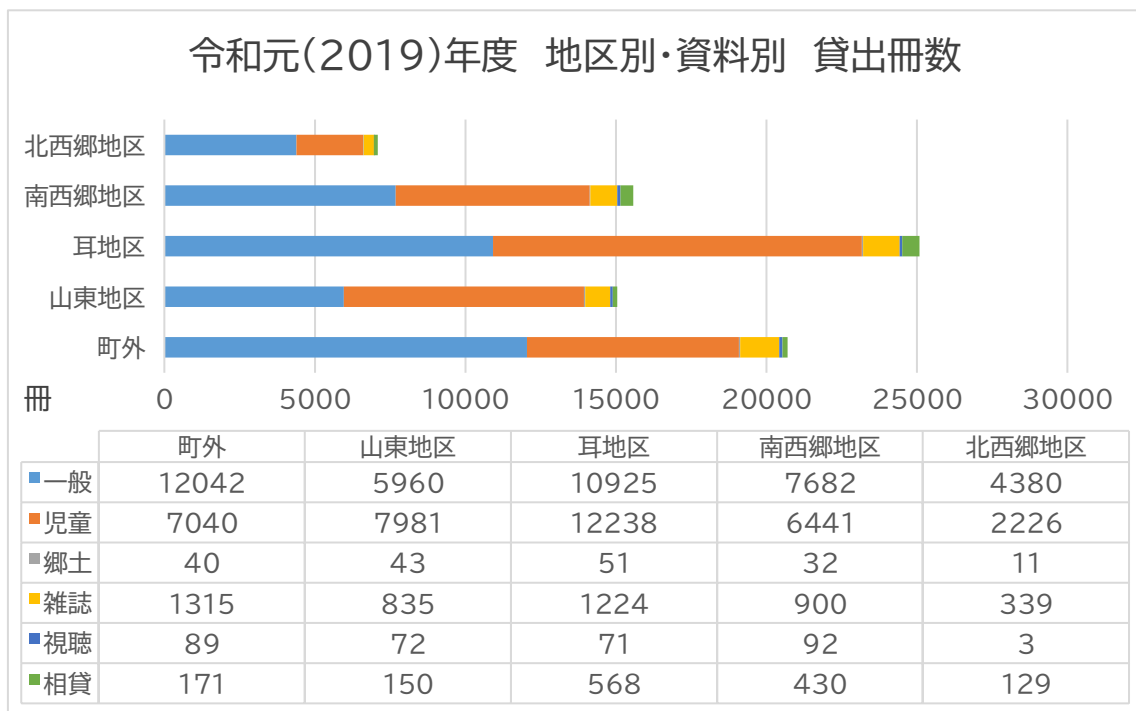
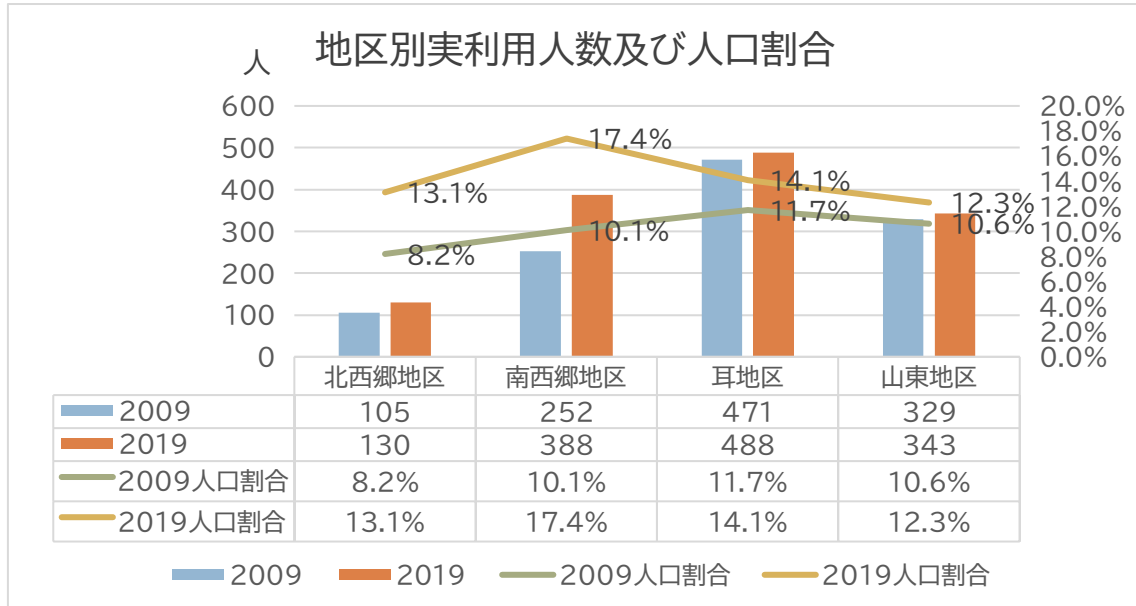
旧館時代は、町外者の利用はほとんどありませんでした。

旧館時代は耳地区と山東地区の子どもの利用が多くありました。

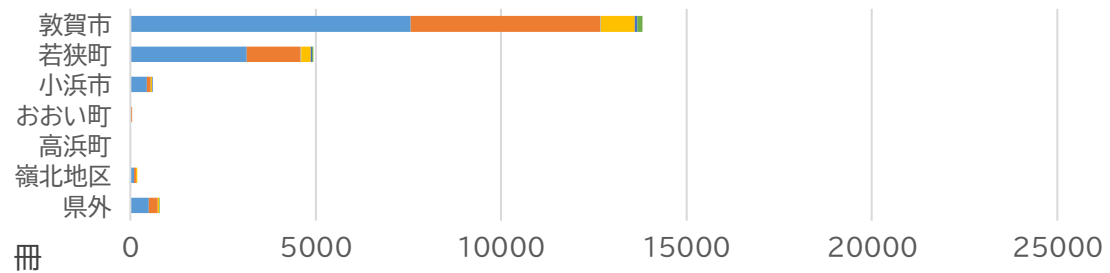
北西郷地区・南西郷地区の子どもの利用は比較的少ない傾向にありました。

新館移転後、全地区で利用率が上がりました。

町内では、南西郷地区の方の利用増加が多くなっています。移転後の地区別の利用率を比較すると、山東地区の利用が最も低くなっています。



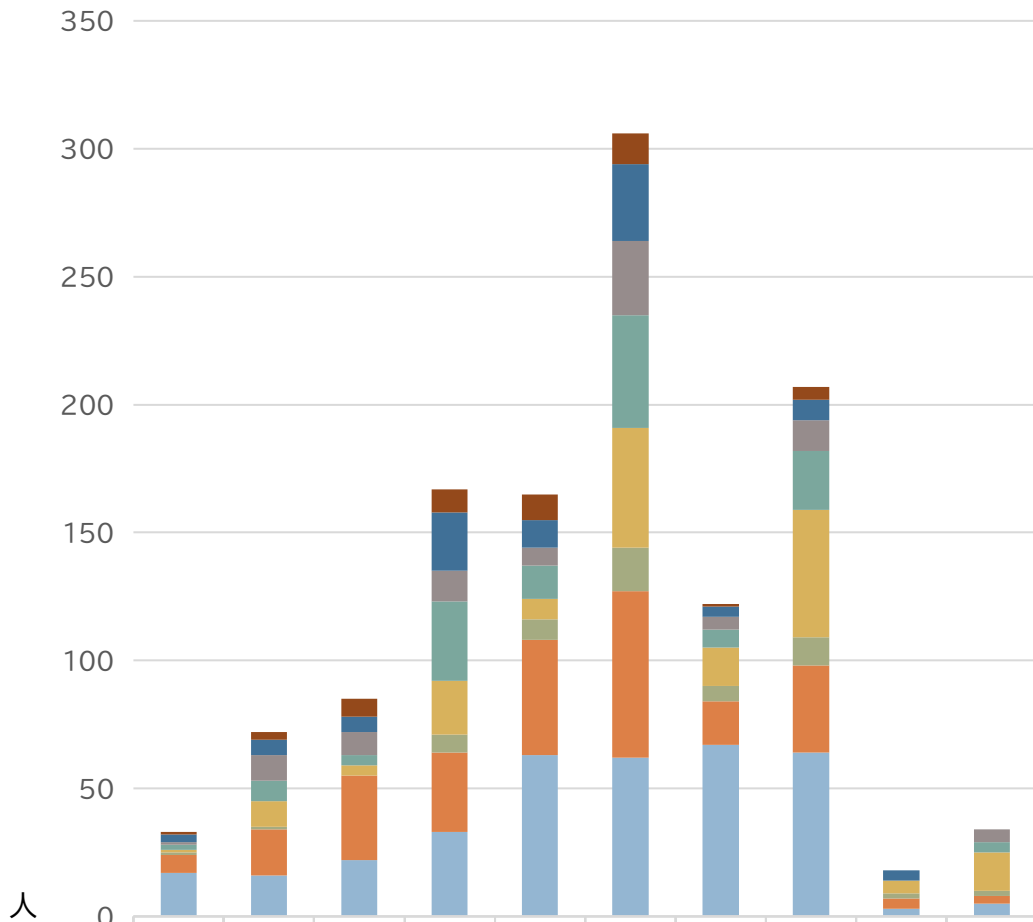
令和元(2019)年度 地区別・資料別 貸出冊数(町外)



冊	県外	嶺北地区	高浜町	おおい町	小浜市	若狭町	敦賀市
■一般	497	107	3	22	454	3131	7566
■児童	246	37	0	20	91	1461	5100
■郷土	0	0	0	0	2	13	25
■雑誌	24	42	5	0	32	269	916
■視聴	0	0	0	0	1	26	62
■相貸	4	0	0	0	0	33	134

更に各地区別に貸出冊数をもとに比較すると、耳地区の貸出冊数が多くなっています。また、北西郷地区の人は一般書を利用する割合が高くなっています。山東地区は児童書の割合が高く、他の地区に比べると相互貸借の申込が少なくなっています。全体の25%を占める、町外からの利用の多くは敦賀市在住者で67%を占めます。次に若狭町在住者が24%利用しています。

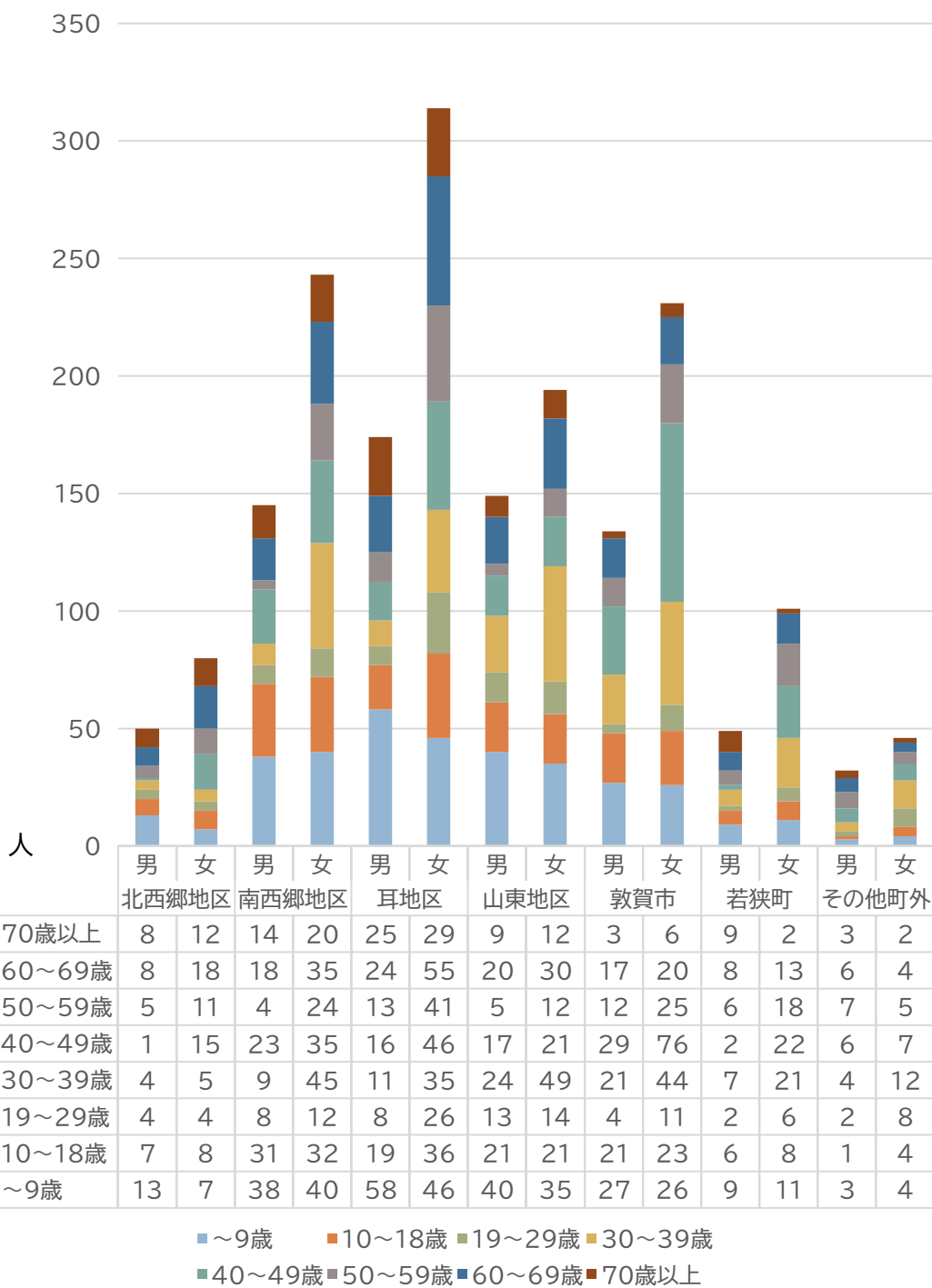
平成21(2009)年度 年齢地区別実利用人数統計



	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	北西郷地区		南西郷地区		耳地区		山東地区		町外	
70歳以上	1	3	7	9	10	12	1	5	0	0
60~69歳	3	6	6	23	11	30	4	8	4	0
50~59歳	1	10	9	12	7	29	5	12	0	5
40~49歳	2	8	4	31	13	44	7	23	0	4
30~39歳	1	10	4	21	8	47	15	50	5	15
19~29歳	1	1	0	7	8	17	6	11	2	2
10~18歳	7	18	33	31	45	65	17	34	4	3
~9歳	17	16	22	33	63	62	67	64	3	5

■ ~9歳 ■ 10~18歳 ■ 19~29歳 ■ 30~39歳
■ 40~49歳 ■ 50~59歳 ■ 60~69歳 ■ 70歳以上

令和元(2019)年度 年齢地区別実利用人数統計



新館開館後、敦賀市・若狭町からの利用者が増加しました。また、山東地区の利用者と敦賀市からの利用者がほぼ同数で、北西郷地区の利用者より若狭町からの利用者の方が多いです。

各種サービス（令和3（2021）年度現在）

【ハード面】

- 親子トイレの設置
- 幼児コーナー（床暖房付き）の設置
- 拡大読書器設置
- Wi-Fi 利用可
- 電源コンセント自由利用
- A Vブース3か所
- 書齋風学習ブース(24 席)
- カウンター式閲覧席(18 席)
- 雑誌等閲覧用ソファ
- セルフ貸出機
 - 当館は I Cチップ未導入のため、利用者が自分でバーコードリーダーを使って利用カードと図書バーコードを読み取る方式
 - ※貸出のみ。返却は職員対応（予約本等の処理があるため）
 - ※他館からの取り寄せ資料は職員対応
- 図書除菌機

【ソフト面】

- 団体貸出 1 団体につき 50 冊まで 1 か月貸出
- 出前講座 図書館職員が読み聞かせなどを出前で提供
- 団体来館受入 保育園や小学校等の団体来館時、図書館の使い方説明や読み聞かせを実施
- 児童サービス
 - 子ども向けお話し会実施・ブックスタート支援
- 高齢者サービス
 - 大活字本の提供・音読の会実施
- 障がい者サービス（※合理的な配慮の範疇）
- 行政支援サービス
 - 庁舎管理室貸出文庫・庁内電子掲示板へ新着図書案内を掲示
- コピーサービス
- レファレンスサービス
- 本の通帳
 - 借りた本について「貸出日・書名・著者名・価格」が記載される通帳を配付
 - 20 歳未満の町民は無料 20 歳以上の町民は 2 冊目以降 100 円
 - 町外者は 2 冊目以降 200 円
- 企画展示
- 館内 BGM

●読書感想文コンクール

平成6(1994)年度から教育委員会の事業として実施していましたが、学習指導要領の改訂や実施方法の再検討の必要性などの理由により、令和2(2020)年度に中止しました。

●お気に入りの1冊コンテスト

令和3(2021)年度から実施

読書感想文コンクールよりも、一般の人が参加しやすくなるように内容を変更し、より双方向の交流となるよう開催方法を変更して実施します。

●図書館活動PR方法

なびあす通信(なびとしよ情報)

HP(システムと連携)

なびあすフェイスブック

参考(学校図書館関係の状況)

●町内の各小中学校には学校図書館システムが導入された図書室が設置されています。

学校図書館司書は、4校(中学校1校・小学校3校)に対し1人配置されています。

●小学校区ごとに読み聞かせボランティア団体が活動しています。

美浜西小学校:風の会

美浜中央小学校:わくわくの会

美浜東小学校:めめたんごの会

2 図書館を取り巻く町民等の意識

(1) アンケート調査の実施概要

美浜町立図書館運営基本計画を策定するに当たり、本町在住の町民及び本町の公共施設利用者に対してアンケート調査を実施しました。

実施概要は、以下のとおりです。

- ① 調査対象 郵送：令和2(2020)年10月時点で満15歳以上の町民500人
(無作為抽出)
配票：公共施設利用者 500人 合計 1,000人
- ② 調査期間 令和2(2020)年12月5日(土)～12月21日(月)
- ③ 調査方法 郵送及び手交配付・回収
- ④ 配付・回収 配付数1,000票 回収数439票 回収率43.9%

※ 「美浜町生涯学習推進プラン改訂等に係るアンケート調査」の一部に図書館に関する質問事項を設定して実施(24問のうち10問が図書館及び読書活動に関する質問)

(2) アンケート調査結果(概略)

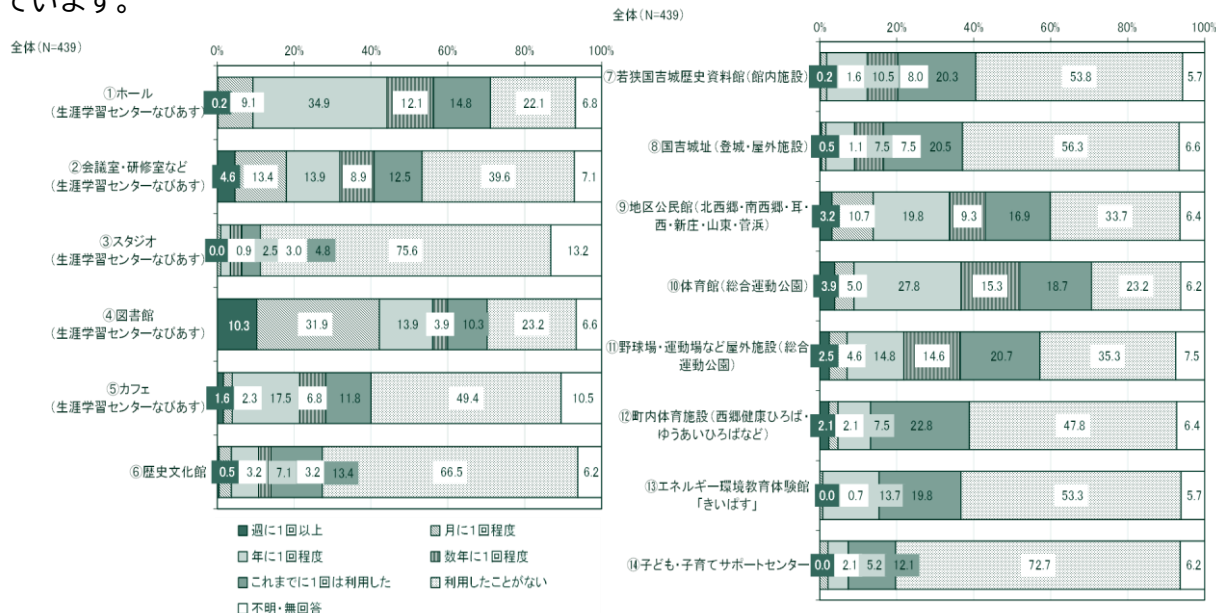
- ・ 利用率は次のとおりです。(週に1回以上：月に1回程度：年に1回程度)
- 1位 図書館60% (11.0 : 34.1 : 14.9)
- 2位 なびあす(ホール)47.7% (0.2 : 9.8 : 37.4)
- 3位 体育館(総合運動公園)39% (4.1 : 5.3 : 29.6)

アンケート報告書より抜粋

問2 あなたは、次の町内施設をどのくらい利用しますか？〈単数回答〉

町内施設の利用についてみると、【④図書館(生涯学習センターなびあす)】では「月に1回程度」が31.9%と最も高く、次いで「利用したことがない」が23.2%、「年に1回程度」が13.9%となっており、日常的に利用する割合が最も多い公共施設となっています。

【①ホール(生涯学習センターなびあす)】では「月に1回程度」が9.1%、「年に1回程度」が34.9%と利用割合が高い一方、【③スタジオ(生涯学習センターなびあす)】や【⑥歴史文化館】では「利用したことがない」がそれぞれ75.6%、66.5%と利用割合が低くなっています。



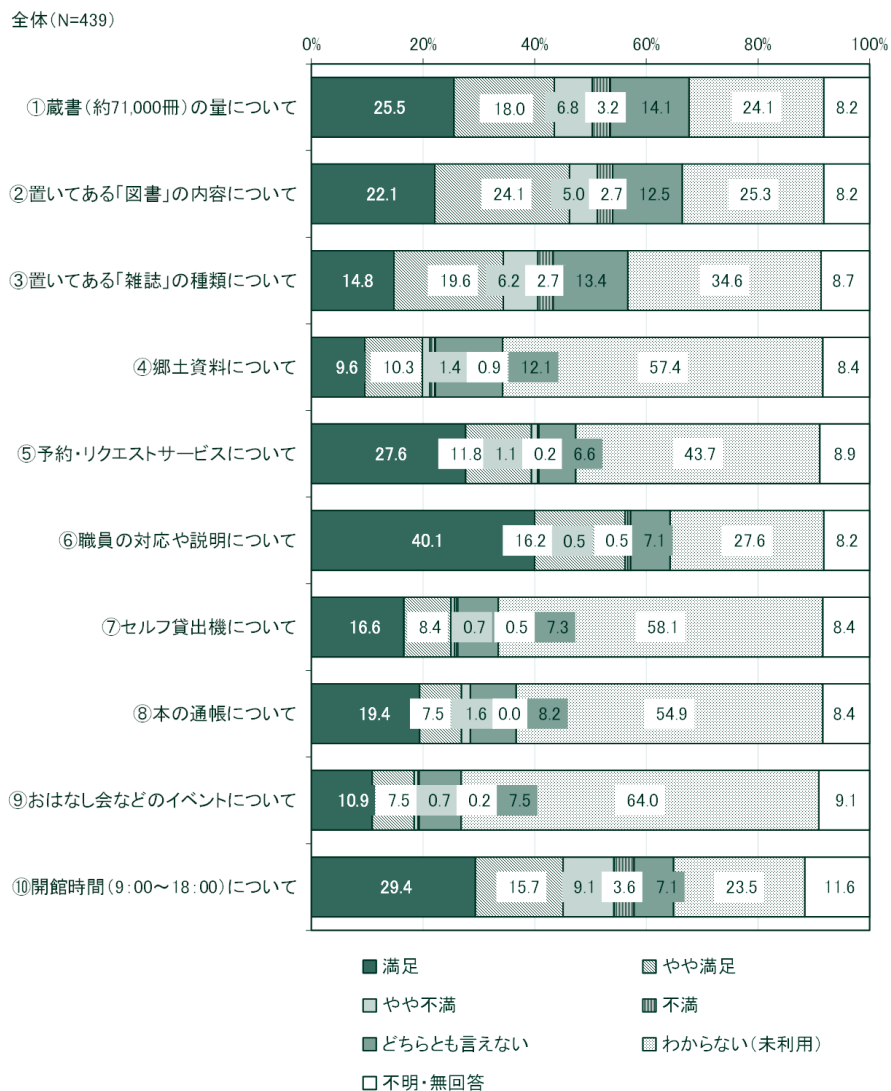
・利用満足度：利用頻度が高いほど、満足度が高い（置いてある図書・雑誌・予約リクエストサービス・職員接遇・セルフ貸出・本の通帳など）結果となりました。また、町内利用者と比較して町外からの利用者がより満足度が高い結果となりました。居住地別で比較すると、多くの設問で「町外」からの利用者の満足度が高い結果となっています。町外からあえて美浜町立図書館を選択して利用しているところから、他の市町の図書館と比較して利用者満足度の高い図書館サービスを提供できていることが推測されます。他市町利用者の口コミ・声といったものを町民に広げ、知ってもらうことが利用の増加につながると考えられます。

アンケート結果報告書より抜粋

問17 「美浜町立図書館」についてあなたが感じていることを教えてください。〈単数回答〉

「美浜町立図書館」の満足度についてみると、【⑥職員の対応や説明について】では「満足」が40.1%、「やや満足」が16.2%と満足度が高くなっています。

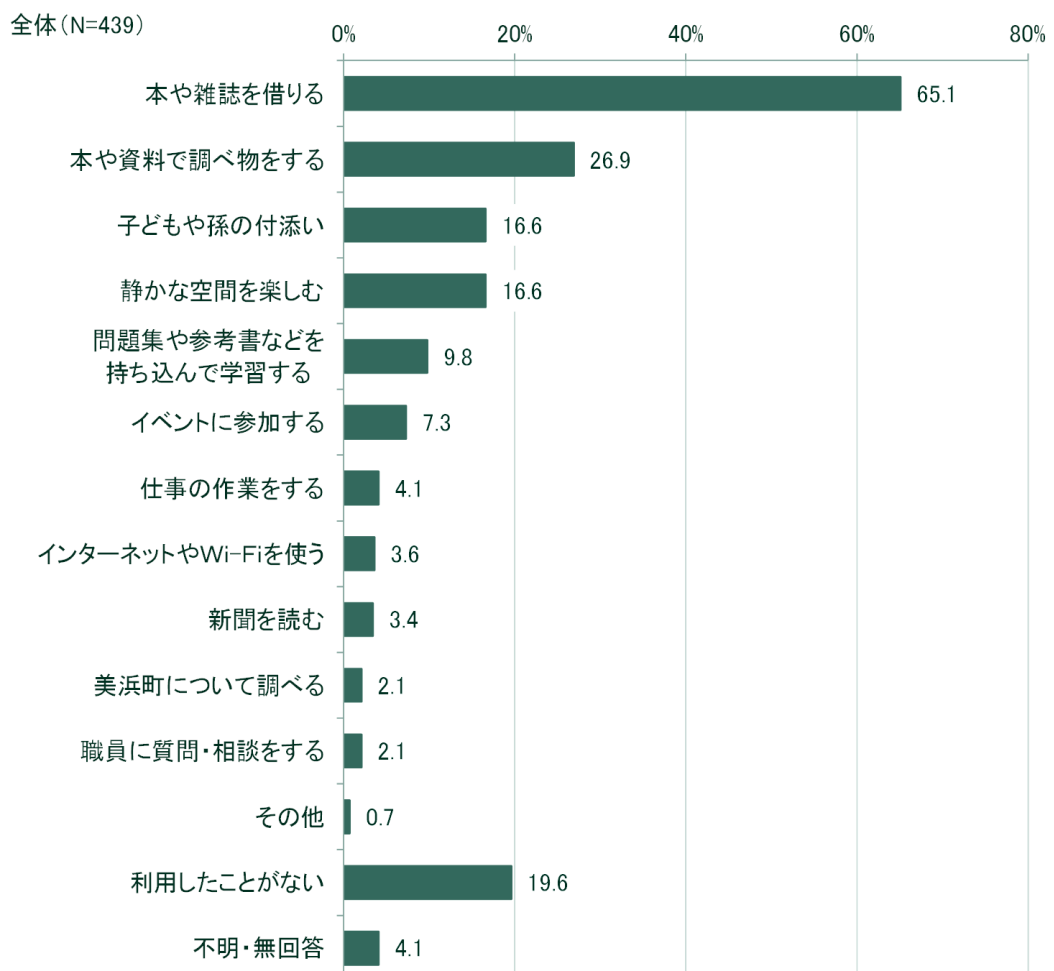
【⑩開館時間（9：00～18：00）について】では満足度の高い割合があるものの、「やや不満」が9.1%、「不満」が3.6%となっています。



- ・年間書籍費用は5,000円未満が全体の42.8%で最も高く、30～40代は5,000～10,000円未満が最も高くなっています。
- ・子どもの学習活動の参加状況や考えについて、【①読書】では「参加させている」が22.7%、「参加させたい」が38.1%、【⑧スポーツ】では「参加させている」が22.7%、「参加させたい」が40.2%と参加状況・意向ともに高くなっています。
- ・図書館を利用する目的についてみると、「本や雑誌を借りる」が65.1%と最も高く、次いで「本や資料で調べ物をする」が26.9%、「利用したことがない」が19.6%、「子どもや孫の付添い」が16.6%、「静かな空間を楽しむ」が16.6%となっています。10代では「問題集や参考書などを持ち込んで学習する」が53.8%、30～40代では「子どもや孫の付添い」がそれぞれ52.4%、25.6%、50～70代では「本や資料で調べ物をする」が25.5～30.6%と高くなっています。

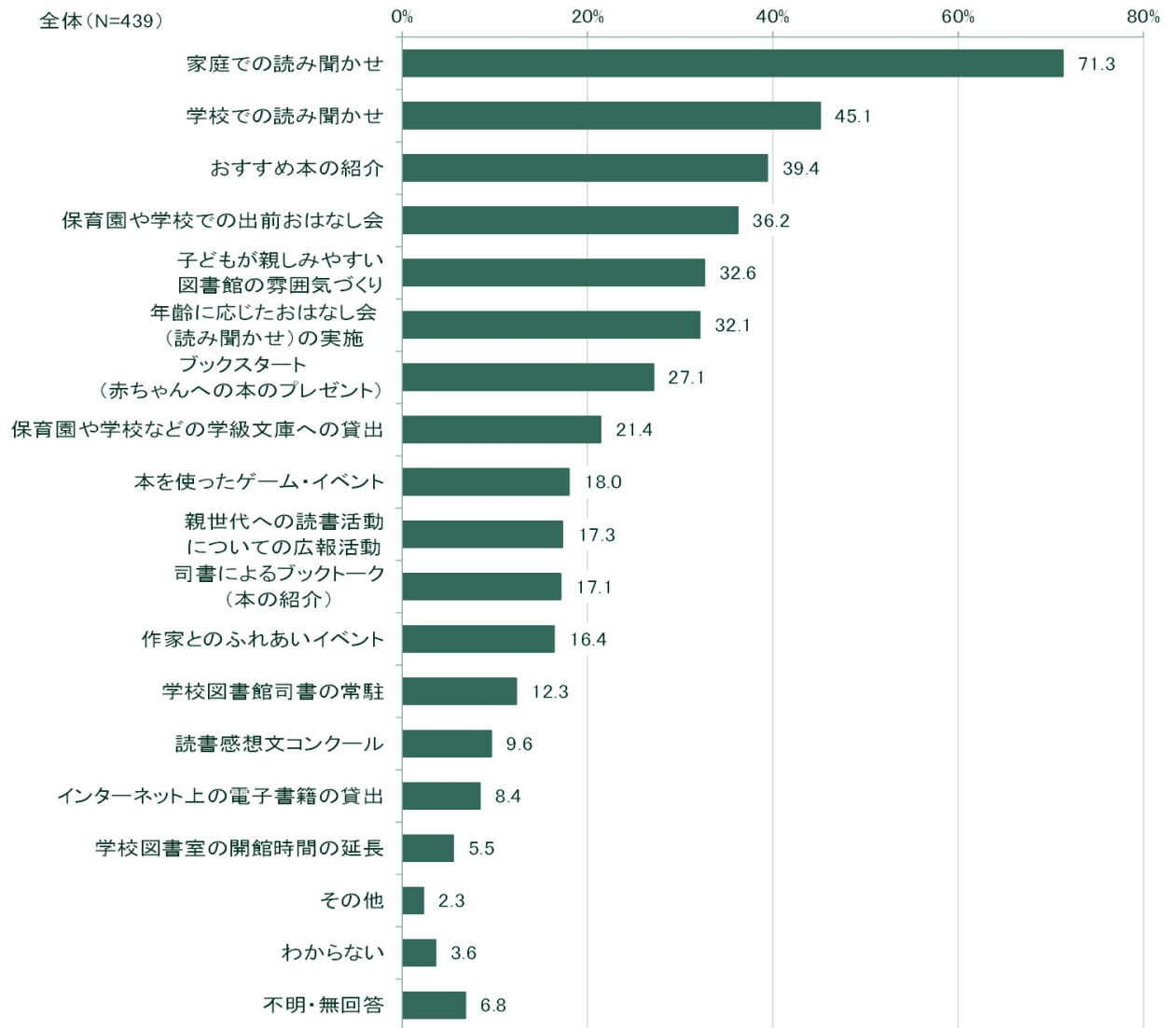
問15 あなたが図書館を利用する目的を教えてください。〈複数回答〉

図書館を利用する目的についてみると、「本や雑誌を借りる」が65.1%と最も高く、次いで「本や資料で調べ物をする」が26.9%、「利用したことがない」が19.6%となっています。



・子どもが読書に親しむために有効だと思うことについてみると、「家庭での読み聞かせ」が71.3%と最も高く、次いで「学校での読み聞かせ」が45.1%、「おすすめ本の紹介」が39.4%となっています。

問19 子どもが読書に親しむために有効だと思うことについてお答えください。〈複数回答〉



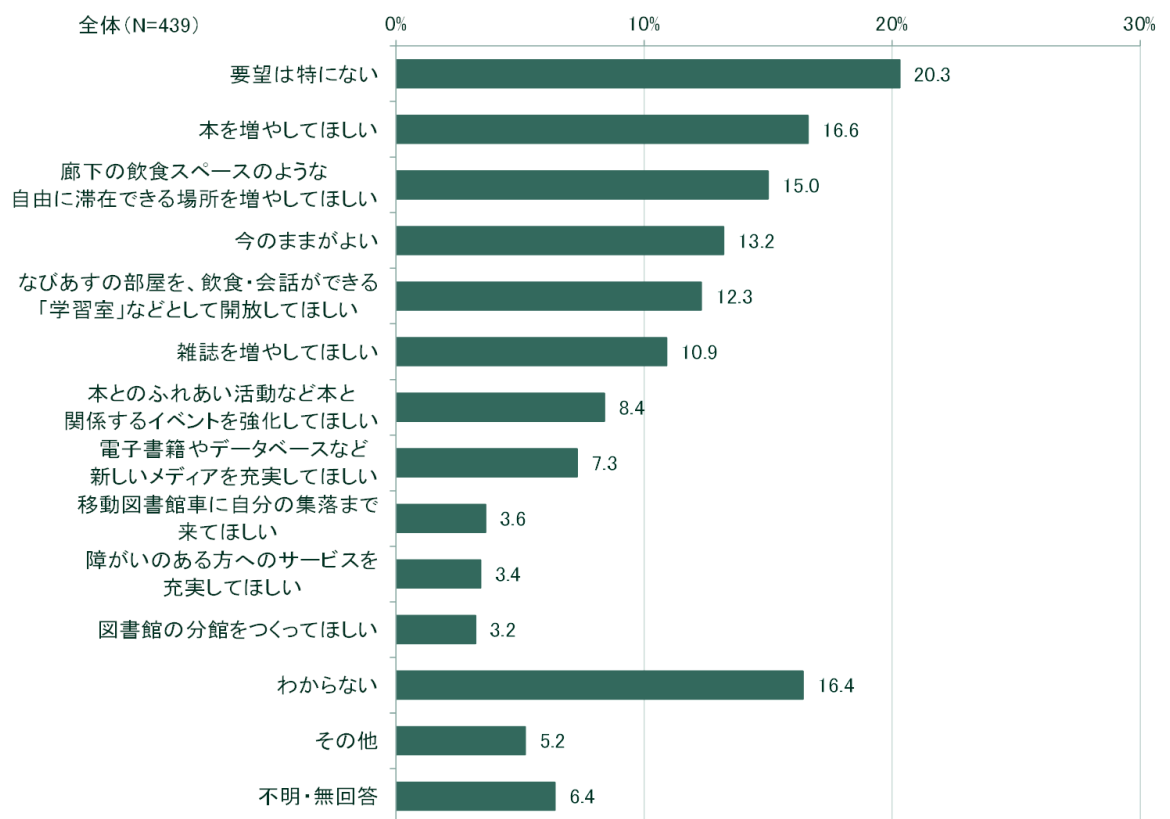
回答	件数
親が読書をする。	2
本を読む時間の確保	2
親子の会話	1
近くにあればより有効	1
知的好奇心があれば、本はいくらでも読みたくなってきます。興味のある本があると知ることが大切です。教育関係がおすすめする本は偏りがあると言いますか、真面目過ぎます。	1
一冊ずつアルコール消毒をしてくれていて、清潔で安心だから。	1
宿題を減らす。	1
学校での課題として、少し強制的にするのも良いと思う。宿題として。	1

・「美浜町立図書館」への要望についてみると、「要望は特にない」が 20.3%と最も高く、次いで「本を増やしてほしい」が 16.6%、「わからない」が 16.4%となっています。

「廊下の飲食スペースのような自由に滞在できる場所を増やしてほしい」が 15.0%、「なびあすの部屋を飲食・会話ができる「学習室」などとして開放してほしい」12.3%と飲食や会話が自由な「滞在」できる場所を望んでいることが分かります。

移動図書館や公民館図書室（分館）については、「移動図書館車に自分の集落まで来てほしい」が 3.6%、「図書館の分館をつくってほしい」が 3.2%に対し、「電子書籍やデータベースなど新しいメディアを充実してほしい」が 7.3%となっています。

問 2 2 「美浜町立図書館」について、ご要望をお伺いします。〈複数回答〉



■図書館の分館（希望地区）

回答	件数
東地区	6
ほとんどの施設が役場近くにあり、新庄地区・北西郷地区などは忘れられている。	1

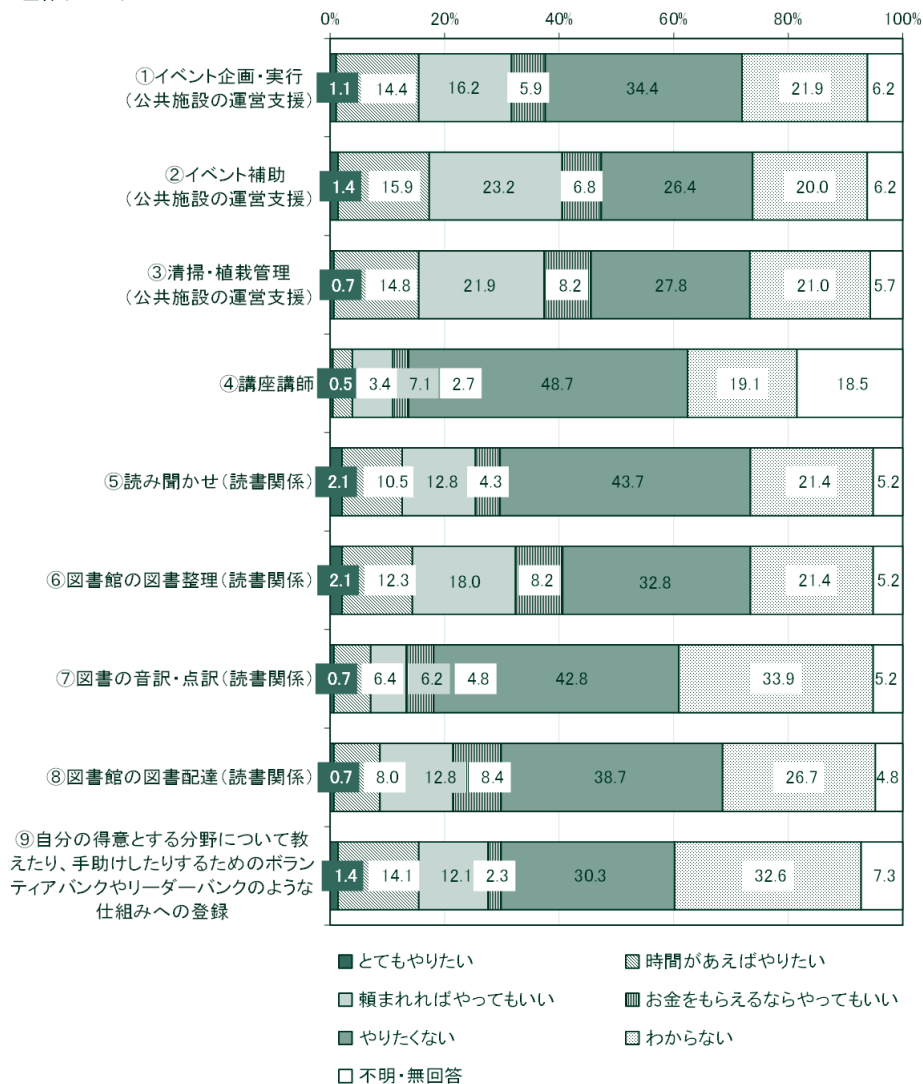
・開館希望時間についてみると、「9時台」が 30 件と最も高く、次いで「8時台」が 11 件、「7時台」が 2 件となっています。

閉館希望時間についてみると、「20 時台」が 15 件と最も高く、次いで「19 時台」が 14 件、「21 時以降」が 5 件となっています。

- ・「美浜町立図書館」を利用しない理由についてみると、「特に理由はない」が 36.7%と最も高く、次いで「遠いから」が 17.4%、「図書館の開館時間（9：00～18：00）に来館できないから」、「本は購入しているから」がそれぞれ 15.6%となっています。
居住別についてみると、東地区を除き、「特に理由はない」が 41.7～60.0%と最も高くなっています。また、ほかの地区と比較して「東地区」の町民の未利用率が高くなっています。東地区では「美浜町立図書館」を利用しない理由として、「遠いから」が 25.0%、次いで「図書館の開館時間（9：00～18：00）に来館できないから」が 22.2%となっています。
- ・ボランティア活動についてみると、【②イベント補助（公共施設の運営支援）】では「時間があえばやりたい」が 15.9%、「頼まれればやってもいい」が 23.2%と参加意向が高くなっています。「とてもやりたい」「時間があえばやりたい」「頼まれればやってもいい」「お金をもらえるならやってもいい」を合算して比較すると、図書館の図書整理や図書配達、読み聞かせについては3～5割の人はボランティア活動について好意的な傾向にあります。

問14 下記のボランティア活動についてどう思いますか？〈単数回答〉

全体(N=439)



第4章 基本理念と目指す図書館像

1 基本理念

前章までのとおり、当館の現状分析及びアンケート調査による町民をはじめとする利用者の意向を検証したところ、下記の課題やニーズ、社会的要請などから進むべき方向性が浮かび上がりました。

① 「子ども」に対する読書活動について

→ 家庭における読み聞かせの重要性についての認識は共有されつつあるが、更なる注力が必要です。

② 読書バリアフリーについて

→ アンケートから推測できる要求度合いは高くありませんが、社会的要請があります。

③ 「滞在場所」としての図書館活用のあり方について

→ 複合施設の特徴を可能な限り活かしながら、他施設のスペース活用やサービス連携を柔軟かつ有効に促進することがポイントです。

④ スタッフ対応について

→ 利用者からの評価は町内外問わず好評で、今後も維持していくことが望めます。

⑤ まちづくり施設としての図書館の役割について

→ 社会的要請が高く、行政との関わり方について検討が必要です。

⑥ ICTへの対応について

→ 電子図書館へ少数ながら一定数の期待があります。社会的要請に対応していく必要があります。

これらを解決していくために、下記の **基本理念** を掲げます。

「町民の暮らしに役立ち、未来を照らす図書館」

また、次の キャッチコピー を活用して図書館のイメージ戦略を図ります。

「 知りたくなったら図書館へ

会いたくなったら図書館へ

なんにもなくても図書館へ 」

2 目指す図書館像

基本理念やキャッチコピーによるイメージ戦略を展開していくために、次の6つの図書館像を掲げます。

- (1) 一人ひとりを大切にする図書館
- (2) 人と本、人と人との出会いを大切にし、つながりを育む図書館
- (3) 町民の要求に応える図書館
- (4) 誰からも親しまれる図書館
- (5) まちづくりの拠点となる図書館
- (6) 変化を受け入れる図書館

第5章 実施計画

1 目指す図書館像に対応する具体的政策

(1) 図書館像実現のための基盤

◆蔵書の拡充

図書館機能の根本に図書等の資料提供があります。公共図書館は住民の意思によって作られ、住民は公共図書館の多種多様な資料・情報を活用してよりよい生活、よりよい地域社会を作り育むことが出来ます。その最も大切な入り口として蔵書があります。

「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」（文部省通知 1992）では、“市町村立図書館は、毎年、開架冊数の5分の1以上の冊数を収集するよう努めるものとする”と規定され、毎年開架冊数の5分の1以上を更新するよう提唱されています。この5分の1以上という数値を当館に置き換えると、毎年度1万冊（約2,000万円）の入替えが必要になってきます。

しかし、当館のこれまでの運営状況等を鑑みると、上記の数値は財政的にも書庫等のスペースからも現実的ではないため、少なくとも現状の備品（図書）購入費400万円の予算を毎年度堅持しこれを有効に活用しながら、ニーズをとらえた新書購入、汚損本入替え等により蔵書の拡充を図ります。

◆ネットワーク型運営

また、限られた財源、スペース、スタッフ等により満足度の高い独自のサービスを提供するため、町民との協働、他館・他施設との連携、他制度の活用等によるネットワーク型の運営に努めます。

これらを基本として、図書館のサービスや運営等について、目指す図書館像として掲げた6つの姿の実現を目指して、それぞれ次に示す観点から具体的かつ計画的にアプローチします。

(2) 一人ひとりを大切にする図書館

年代別のカテゴリー

◆子ども対象

※子ども読書活動推進方針

【乳幼児サービス】

- 子ども・子育てサポートセンター及び各保育園と連携を図りながら、発達段階に応じた絵本を配架するとともに、読み聞かせなどの実施に努めます。
- 町内すべての乳児に、絵本を通じた読み手との温かい交流の時間を享受してもらうための「ブックスタート」事業を支援し、保護者・民生委員・児童委員・保健師等との連携を図ります。
- 乳幼児向けのおはなし会を通して、絵本やわらべうたを乳幼児と保護者に届けます。
- 幼児がいつでも絵本を手にとれるような環境整備を目指し、保育園や家庭へ図書館利用について、働きかけを図ります。

【児童サービス】

- 町内中学校及び学校図書館と連携を図りながら、児童が発達段階に応じて読書に親しめるよう支援するとともに、必要な知識や情報の入手・活用方法を身に付けるよう支援します。
- 「学校図書館司書」が常時（子どもが在籍する時間帯）配置されるよう、教育委員会の関係部署との連携を図りながらその推進に努めます。
- 児童にとってもっとも身近な学校図書館が子どもたちの「読書センター」「学習センター」「情報センター」として活発に利用されるよう支援します。

(参考)

●学校図書館ガイドライン（文部科学省）

『学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校図書館は、児童生徒および教職員が必要とする資料・情報を計画的に収集、整理し、これを提供するとともに、児童生徒に対し図書館や資料・情報の効果的な利用についての指導や助言を行い、また、教職員の教育活動にサービスと援助を行う任務をもっている。

(参考)

●学校図書館施設基準（全国学校図書館協議会）

『学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。』

- 学校授業に必要な資料は各校の図書室で提供できることが望ましいが、資料の不足など対応が難しい場合は、団体貸出等により支援に努めます。
様々なことを調べるために役立つ図鑑などの参考資料の充実を図り、オンラインデータベースなどICTの活用も視野に入れて蔵書を構築していきます。また、GIGAスクール体制との連携も視野に入れた事業展開を進めます。

【ティーンズサービス】

- 町内中学校及び学校図書館と連携を図りながら、生徒が発達段階に応じて読書に親しめるよう支援するとともに、必要な知識や情報の入手・活用方法を身に付けるよう協働を進めます。
●安全かつ正確に様々な知識・情報を入手する能力を育成するため、図鑑などの紙媒体の参考資料だけでなく、オンラインデータベースなどICTの活用も視野に入れ蔵書を構築していきます。
●中・高校生の体験学習やインターンシップ等を積極的に受け入れます。
●居場所の一つとしての空間提供に努めます。

◆一般対象

【ビジネス支援サービス】

- 資格取得等社会人学習を支援（場所・ネット環境の提供）します。
新規ビジネス開拓時の支援となる資料を提供するとともに、関係機関の紹介等、その仲介に努めます。
●各種行政手続きの支援となる資料を提供します。

【子育て世代向けサービス】

※子ども読書活動推進方針

- 子どもの年齢に応じて、ブックリストの提供や相談機関の紹介等親世代へのアプローチを行います。
●子育て世代からの要望が多かった「移動図書館」や「分室」について実施可能な方法を検討します。

◆高齢者対象

※読書バリアフリー推進方針

【高齢者サービス】

- 一般的な図書の文字が小さくて読みづらい方のために、「大活字本」の充実に努めます。
- 館内の明暗差を減らし、本を探しやすい環境づくりに努めます。
- 館内のサインを高齢者にもわかりやすいものとするよう努めます
- 高齢者が長時間滞在できる空間づくりに努めます。

年代に関係ないカテゴリー

◆多文化サービス

※読書バリアフリー推進方針

- 町内在住の他言語を母語とする生活者への対応を検討します。
- やさしい日本語での利用案内の作成など、できることから支援します。
- 町内在住のすべての人が、母語で書かれた資料を手にとることができるよう用意します。

◆図書館利用に障がいのある人へのサービス

※読書バリアフリー推進方針

- 障がいの有無に関わらず誰でも安心して利用できるよう施設の整備と管理に努めます。
- 高齢者や通常の読書が困難な人たちに対し、点字や大活字などを使用した読みやすく分かりやすい図書の提供に努めます。
- 自力で図書館へ来館することが難しい利用者のため、配達サービスの手法を模索します。
- 筆談対応、椅子付きブックカートなど、利用のための障がいを解消する手段を提供します。
- 自力で読むことが困難な人のための、音訳資料の提供に努めます。

(3) 人と本、人と人との出会いを大切にし、つながりを育む図書館

◆本とのふれあい活動（企画展示）

●人と本がつながるきっかけづくりとして、ブックトラックや図書館入口正面の目立つ場所を利用して、新たな図書との出会いを支援するために企画展示を実施します。

基本理念である「町民の暮らしに役立ち、未来を照らす図書館」を創るための重点施策のためのポイントでであり、図書館から利用者への提案の場として活用します。

◆本とのふれあい活動（イベント）

●人と本をつなぎ、交流を広げるためのお話会や講演会など、さまざまなイベントを実施します。

◆つながり創出事業

●生涯学習センターなびあすの複合施設であることの強みを活かし、利用者と利用者、行政と民間など、互いに協力し合いながら魅力的な事業が創出できるよう幅広く働きかけます。

◆ボランティア・サポーター育成事業

●図書館サポーター「なびとしょ葉Lib（しおり部）」を設置し、利用者目線に立ったサービスを推進します。

《活動内容》

主として図書や図書館サービスに関することを、サポーターが検討し実践
例) 本のメンテナンス（返本・整頓・修理）・図書の配達・読み聞かせ
おすすめ図書リストの作成・イベント企画・補助・SNS発信 など

【葉Libの由来】

読みかけの本の続きを案内するのが「葉」であり、なびあすの名前の由来が「明日の学びをナビゲート」であることから、案内役として人々の学びを照らし寄り添ってほしいという願い+図書館（Library）及び「開放」（Liberation）の意味を込めました。

◆移動図書館や地区公民館等ミニ図書館

- 町内全域で誰もが本に触れられる機会を提供するために、移動図書館や地区公民館等ミニ図書館の実現に向けての検討を進めます。

◆現在図書館を利用していない人へのサービス

- 現在、来館利用をしていない町民に対し、距離の問題や開館時間の問題、心理的な問題など、利用していない理由に応じた対策やサービスのあり方を検討し、すべての町民の要求に幅広く応じられるように努めます。

(4) 町民の要求に応える図書館

◆資料の収集・整理・保存

- 開架資料を中心に、町民の要求に対応できるよう努めます。
- 資料収集方針、資料選定基準及び除籍基準を定期的に見直し、町民の要求の変化に柔軟に対応します。
- 暮らしの中の様々な場面を想定し、求められる資料を予測しながら、来館者のみに特化せず町内全域を見越した選書に努めます。

◆予約・リクエストサービス

- 町民の書籍の予約やリクエスト等の要望に対して、購入・相互貸借等出来る限りの手法により提供できるよう努めます。
- 求められた資料に対しては、その資料価値を図書館が判断することなく、入手可能な方法を模索します。

◆レファレンスサービス

- 急を要する質問事項を中心に、対応するための資料を用意します。
要望に応じて、紙媒体だけでなくオンラインデータベースを導入します。
- 利用者からのレファレンスに適切に対応できるよう、スタッフのスキル向上に努めます。
- 専門的な要請に応えられるよう、学芸員や専門職員が配置されている町内公共施設との連携を保ちます。

(5) 誰からも親しまれる図書館

◆窓口サービス

- 利用者が話しかけやすい雰囲気づくりに努めます。
- スタッフの説明力を向上し、利用者それぞれに合わせた丁寧でわかりやすく理解しやすい説明をします。

◆スタッフ育成

- 定期的に研修を受講し、常に全員のスキル向上に努めます。
- 教育機関、調査研究機関としての要請に応え、その責務を果たすため、図書館司書の適正配置を推進するほか、専門性の高い職員についても計画的かつ長期的に育成・確保に努めます。
- 利用者に信頼され、安心して利用してもらえるよう、必要な人数のスタッフを確保します。

◆複合施設の利点を活かした居心地の良い空間づくり

- 工芸や調理等多目的に使うことができる趣味の部屋、和室、カフェ、会議室、ホール等の多目的施設を有する生涯学習センター内に併設された図書館であるという利点を活かし、居場所を求める人や多様なサービスを求める利用者のニーズを踏まえながら柔軟な施設活用に努め、誰もが心地よく滞在できる空間づくりに努めます。
- BGMを流すことにより、会話や生活音などの雑音の感じ方を緩やかにし、居心地のよい空間を提供します。

◆図書館情報の発信

- 各種図書館サービスをPRするため、広報紙、ホームページ、SNS（インターネット上でのコミュニティ型の会員制サービス）などを活用して情報を発信します。
- これまで図書館を利用したことがない人に対し、図書館のサービスを周知するため、利用案内を転入者に配布します。
- 折に触れてイベント等を開催することにより、図書館の魅力や情報を積極的に発信します。

(6) まちづくりの拠点となる図書館

◆行政支援サービス

- まちづくりの基礎となり、その可能性を広げる郷土資料や行政資料を適時適切に収集・保存し、提供環境を拡充します。
- 行政支援サービスのための資料提供に努めます。
- まちづくりや行政課題解決に必要な書籍、資料、情報等を有効に収集し提供するため、町の課題や社会的な要請等を常に意識しながら情報収集に努めます。
- 町民へのサポート体制を強化するため、歴史文化館や若狭国吉城歴史資料館、地区公民館、総合体育館、子ども・子育てサポートセンター、地域包括支援センター、エネルギー環境教育体験館などの公共施設や美浜町議会との連携を強化します。

(7) 変化を受け入れる図書館

◆新しい時代の流れを力にする柔軟な図書館運営

- 電子書籍の導入による電子図書館の開館を検討します。
- 時代の変化に応じてオンラインデータベースを導入します。
- I C Tに対応した職員の育成を行います。
常に利用者視点に立ったサービス提供を模索し続けるため、図書館に求められているニーズの把握に努めます。

第6章 評価方法

1 評価方法

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく評価

本計画の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき毎年度行われる点検と評価に併せて実施し、公表することを基本とします。

◆行政機関による評価

毎年度当初に、教育委員会、図書館協議会等に事業実施計画（案）を示すとともに、当年度末にその実績を報告し協議に付すこととします。

◆利用者等による評価

日常開館時においてカウンター等に寄せられる、利用者の率直な要望・苦情・提案及び好意的な声を組織で共有・整理し、改善すべきところは諸条件を考慮し適切に改め、継続・拡大すべきところは伸ばしていくよう評価・改善サイクルの実践に活用します。

資料編

- 1 美浜町立図書館資料収集方針
- 2 美浜町立図書館資料選定基準
- 3 美浜町立図書館資料除籍基準

美浜町立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、美浜町立図書館（以下、「図書館」という。）が図書館資料（以下、「資料」という。）を収集し、保存するために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 町民の知る権利を保障し、町民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を高めるために、資料の収集を行う。

2 町民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集する。

3 資料の収集は、町民の要求に基づき、町民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行う。主義・主張や、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりはしない。図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていても、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集の方法)

第3条 資料の収集においては購入のほか、寄贈、寄託、製作等も必要に応じて活用する。

2 収集する資料の決定は、職員の協議を経て館長が行う。

(収集する資料)

第4条 多種多様広範な要求に応えるため、下記の資料を収集する。

(1) 図書

ア 一般図書は、町民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集する。

ただし、極めて高度な専門書、学術書、学習参考書、テキスト類は原則として収集しない。

イ 児童図書は、情操を豊かにし、知識を深めるのに役立つ資料及び楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援・連携を考慮した資料を積極的に収集する。

ウ 参考図書は、調査研究を行うために必要な辞書・事典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の必要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集し、地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的なものを中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ内容のものを選定する。児童及び青少年向けのもののは発達段階に応じて、生きる力の育成に付与するものを選定する。地域社会の経済、産業及び科

学技術に役立つ専門誌も、必要度に応じて収集する。

(3) 郷土資料

美浜町に関する資料、美浜町に関わりのある著者の資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等を網羅的に収集する。

福井県に関する資料は、図書を中心に積極的に収集する。

(4) 行政資料

美浜町をはじめ関係行政機関で公刊された資料を網羅的に収集する。町の行政施策方針に伝えるための図書は、幅広く収集する。

(5) 視聴覚資料

趣味、教養、娯楽又は文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演家の作品を中心に収集する。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料や書架のバランスを考慮する。

(6) 障害者・高齢者用資料

視覚障害者や高齢者等の利用に供するため、大活字本、点字図書、録音図書等を収集する。

(7) 電子資料

各種電子媒体による資料や、オンラインデータベース及びインターネットも活用して情報提供に努める。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料や書架のバランスを考慮する。

(8) その他

上記、(1)～(7)に定めるもののほか、必要に応じ資料を収集する。

(複本)

第5条 地域資料及び児童書を除き、原則として1タイトル1点の収集とする。利用頻度、資料的価値等を考慮し、必要に応じて複本を収集する。

(リクエスト資料)

第6条 利用者からリクエストされた資料は、できる限り提供するよう努める。収集についてはこの方針及び美浜町立図書館資料選定基準の規定を適用し、資料的価値及び将来の利用を勘案し、必要と認めた場合には購入し、そうでない場合は図書館間の相互貸借制度を利用するなど、できる限り提供に努める。

(寄贈・寄託資料)

第7条 寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意志を尊重し、かつ本方針及び美浜町立図書館資料選定基準に準拠して受入れする。

ただし、実際の受入れにあたっては書架のバランスを考慮し、必要な事項は寄贈資料受入基準により定める。

(資料選定基準)

第8条 この方針の定めるもののほか、資料選定に関する事項は、別に定める美浜町立図書館資料選定基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成30年4月1日から施行する。

(美浜町立図書館資料収集方針の廃止)

2 次に掲げる方針は、廃止する。

美浜町立図書館資料収集方針（平成18年4月1日制定）

美浜町立図書館資料選定基準

(目的)

第1条 この基準は、「美浜町立図書館資料収集方針（以下「方針」という。）」第8条の規定に基づき、美浜町立図書館（以下、「図書館」という。）が図書資料（以下「資料」という。）を選定するための具体的な基準を定めるものとする。

(資料選定方法)

第2条 方針第3条第2項の規定に基づき、図書館員は誰でも資料選定に際して提案及び意見を述べることができる。

(内容評価)

第3条 次の基準により、選書ツールまたは現物で資料選択のための評価を行う。

- (1) 主題 当館で必要なテーマを取り扱っているか。類書中に占めるその資料の位置を調べ、表現様式を吟味し、情報が新しい資料を選定する。宗教・政治・企業等で宣伝の偏りが激しいものは選定しない。
- (2) 対象 どのような人を対象として書かれたかを確認し、対象と内容があっているものを選定する、特に、子どもを対象に書かれたものについては、発達段階にあった内容、表現になっているものを選定する。
- (3) 表現 用語・用字は読みやすく、専門語、難語、新造語が少なく、文章は明快で読みやすいものを選定する。内容の理解を助けるための写真や図説が、必要に応じて挿入されているか留意する。

(形態評価)

第4条 資料の形態は、ソフトカバーよりハードカバー、文庫・新書よりも単行本など、同一内容の出版物がある場合にはより堅牢で保存に優れた製本形態のものを選ぶ。

文庫本は原則として、文庫オリジナルの作品、または単行本が入手できない場合や利用が多い資料の複本に限定して収集する。

(一般書の分類別選定基準)

第5条 一般書における、日本十進分類法の第1次区分ごとの留意点は、次のとおりとする。

- (1) 総記 0類
 - ア 図書館・出版・読書推進などに関する図書は積極的に収集する。
 - イ 情報科学・コンピュータに関する分野は、技術開発のスピードに応じて内容が古くならないよう留意する。
- (2) 哲学 1類
哲学や心理学、宗教、人生訓に関する図書は特定の思想・学派に偏ることなく公平に選択する。
- (3) 歴史 2類
歴史、地理、人物伝記等について、特定の歴史観や学説に偏らないように幅広く選定する。
- (4) 社会科学 3類
教育や人権に関する分野の資料は積極的に収集する。実用書に関しては、法律の改正

などに注意し情報が古くならないように留意し、常に最新の情報を提供できるよう努める。

(5) 自然科学 4類

ア 数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学などの分野の資料は、全般的に幅広く収集する。

イ 医学に関する資料は、科学的根拠に基づいたものを選定し、最新の情報を提供できるよう努める。町民が病気及び医療について理解を深めるのに役立つ図書を中心とし、高度の専門的図書又は医療従事者の使用する図書は原則として収集しない。民間療法については客観性、科学性に留意して限定的に収集する。看護学の基礎的な図書に限り選択的に収集する。介護従事者が必要な知識を得られる図書に留意する。

(6) 技術 5類

ア 工学分野の資料は、情報が古くならないよう留意しながら全般的に幅広く収集する。

イ 家政学分野の資料は、町民の日常生活に役立つ資料を中心に収集するという方針に従い、積極的に収集する。

(7) 産業 6類

農林水産業・交通など、全般的に幅広く収集する。

(8) 芸術 7類

ア 複合施設であることを鑑み、入門的なものを中心に美術・音楽・舞踏・演劇などを幅広く収集する。

イ コミックについては、原則完結したものを選定の対象とする。芸術性が高く、評価の定まった作家の作品や、絵・物語に独創性があり読者の想像力をかきたてるような、社会的評価の高い作品を選定する。

(9) 言語 8類

言語習得の入門書は、町民に関係の深い言語を中心に選定する。

(10) 文学 9類

一般の利用者の貸出が最も多い分野であるため、幅広く収集する。また、基本的な古典作品は収集する。現代作家について、各種文学関係の賞を受賞した作品や話題性にも留意して選定する。海外作家の作品については、話題性にも留意して選定する。

(11) 全般

町の行政に関する施策・方針に基づき行政支援サービスの素材となる図書は積極的に収集する。

(児童資料の分類別選定基準)

第6条 児童書の選定においては、学校等における教育課程も視野に入れて選定することとする。日本十進分類法の第1次区分ごとの留意点および、絵本、紙芝居を選定する際の基準は、次のとおりとする。

(1) 総記 0類

ア 図書館の資料を使った調べ学習に役立つ資料を選定する。

イ 情報科学・コンピュータに関する分野は、技術開発のスピードに応じて内容が古く

ならないよう留意する。

(2) 哲学 1類

宗教や哲学などは、一部に偏りがないように選定する。人生訓などは、生きる力を育むのに助けとなるような前向きなものを選定する。

(3) 歴史 2類

歴史・地理などは、正確な史実や事実、社会情勢に応じた最新の情報を分かりやすく提供できるものを選定する。

(4) 社会科学 3類

社会情勢の変化に応じて、最新の情報を提供できるよう選定する。人権や、障害者に関する図書は積極的に選定する。

(5) 自然科学 4類

自然科学の世界への興味を促進し、科学的なものの見方や考え方を深めるような図書を選定する。実験を取り扱う資料は、適切な解説と、安全に配慮されているか留意する。

(6) 技術 5類

家政学や工作の分野は、実際に子どもが作ることができるか、安全に配慮されているか留意する。また、エネルギー教育に関する分野は積極的に収集する。

(7) 産業 6類

社会情勢の変化に留意し、最新の情報の提供に留意する。

(8) 芸術 7類

子どもたちが、音楽や美術などに興味を持つことができるような入門的なものを中心に選定する。スポーツに関しては、ルールの改正に留意する。

(9) 言語 8類

言語の理解・習得に役立つ資料を幅広く選定する。

(10) 文学 9類

テーマやストーリーが独創的で、子どもの共感を得られるもの。長く読み継がれている、基本となる図書を中心として選定する。翻訳作品は、原則として完訳または原著の内容を正確に伝えているものを選定する。

(11) 絵本

絵がいきいきとしていて構図がしっかりしており、物語を語っているもので、文章が明確で絵に相応しい言葉がつかわれているものを選定する。長く読み継がれている、基本となる絵本は複本を整備し、汚損・破損のない状態を保つよう努める。キャラクター絵本・アニメ絵本・迷路絵本・パズル絵本・しかけ絵本等は資料的価値を検討して選定する。

(12) 科学絵本

子どもたちの発達段階に応じて好奇心を刺激し、興味に沿うもの、分かりやすく正しい情報を伝えるものを選定する。

(13) 紙芝居

絵と脚本が調和しているもので、テーマやストーリーが独創的なもの、対象年齢に応じた脚本と場面割がなされているものを選定する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(美浜町立図書館資料選定基準の廃止)

2 次に掲げる基準は、廃止する。

美浜町立図書館資料選定基準（平成27年5月29日制定）

美浜町立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、美浜町生涯学習センターなびあすの設置及び管理に関する条例（平成24年9月21日条例28号）第3条に規定する図書館が所蔵する資料の除籍に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 図書館は、常に適正な蔵書構成を維持し、利用者にとって魅力ある新鮮な書架を保つため、衛生管理等も含め、資料を統一かつ一貫性のある計画のもとに、除籍及び廃棄、更新を行う。

(除籍の対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 汚損・破損

- ア 汚れ、または破損の程度が著しく、修理その他の方法による回復が困難なもの
- イ 書き込み、一部脱落、切り抜き、型紙等の欠落などの事由により利用に供せないもの
- ウ 修理、製本によつての補修が困難、または補修に要する費用より安価で同等の内容の資料が提供できる等、修理製本する必要のないもの
- エ 利用者の過失により汚損、破損した資料で、同じ資料での弁償が不可能だったもの

(2) 亡失

- ア 蔵書点検の結果、所在不明となった資料で、3年以上調査してなお不明のもの
- イ 利用者が、不可抗力による事故、災害、盗難等により亡失したもの
- ウ 貸出中の資料で、督促等の努力をしたにも関わらず、3年以上回収不能のもの
- エ 利用者の転出先等が不明で、回収不可能と認められるもの
- オ 利用者の過失により亡失した資料で、同じ資料での弁償が不可能だったもの

(3) 資料価値

- ア 出版後10年以上経過している資料で、将来の利用頻度が見込めないもの
- イ 出版年に関わらず、出版後の時間の経過により、内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの
- ウ 内容の重要部分の改正、および法令・規則・基準等の改正による内容の改訂により、従来の内容では誤解を生じさせるおそれのあるもの
- エ 新版、改訂版または同種の資料を購入することにより、代替が可能となった資料
- オ 記述内容に重大な誤りがあり、利用に供することが適当でないもの
- カ 出版年に関わらず、図書館に複本の所蔵があり、将来的に利用頻度が少ないと判断できるもの
- キ 児童図書のうち、世代を超えて読み継がれているような評価が定まっている基本図書を除籍する場合は、最低でも2冊を残すものとする。評価が定まっているかどうかは、ブックリストや子どもの本の研究書等を目安とする。
- ク 点字図書、録音図書（テープ）、布絵本、ビデオ、CD、DVD等の図書以外の資

料の除籍についても図書に準じ、視聴覚資料については、音とびや雑音、画像の乱れが著しく、再生できない曲や場面が含まれるもの
ケ 逐次刊行物のうち、郷土資料でない雑誌で発行後一定の年数を経過し、内容が古くなったもの。新聞資料は発行後1年を経過したもの

(4) その他

館長が除籍を必要と認めたもの

(除籍対象外の資料)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当する資料は除籍の対象外とする。

(1) 郷土・行政資料については、原則除籍の対象から除外する。ただし、図書館において重複し複本として所蔵している郷土・行政資料については、複本の冊数、資料の状態、利用の実態等を踏まえて検討し、必要保存部数を除き適宜、除籍することができる。

(2) その他、館長が特に保存の必要があると認めたもの

(除籍する資料の決定)

第5条 除籍する資料は図書館長が決定する。

(除籍した資料の処分)

第6条 除籍資料は次のとおり取り扱う。

(1) 有効活用できる資料については、リサイクル用の処理を施し、市内公共施設や市民等に譲渡することができる。

(2) 汚損、破損等による廃棄資料は古紙又は廃棄物扱いとして処分する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年3月1日から施行する。

(美浜町立図書館図書原簿除籍基準の廃止)

2 次に掲げる方針は、廃止する。

美浜町立図書館図書原簿除籍基準（平成18年4月1日制定）

美浜町立図書館運営基本計画

令和3年11月

福井県三方郡美浜町郷市 29-3

美浜町立図書館

電話 0770-32-0083 FAX0770-32-0089

Mail tosyokan@town.fukui-mihama.lg.jp